

○東京家政学院大学動物実験委員会規則

(設置)

第1条 東京家政学院大学に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、「東京家政学院大学動物実験に関する規定」の適正な運用を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 現代生活学部長
- (2) 現代生活学部の教員 3名
- (3) 実験動物管理者
- (4) 動物実験担当者 若干名
- (5) その他学部長が特に必要と認めた者 若干名

2 前項第2号から第5号までに掲げる委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第5号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が選考する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議決)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年5月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月20日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年6月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年5月20日から施行する。